

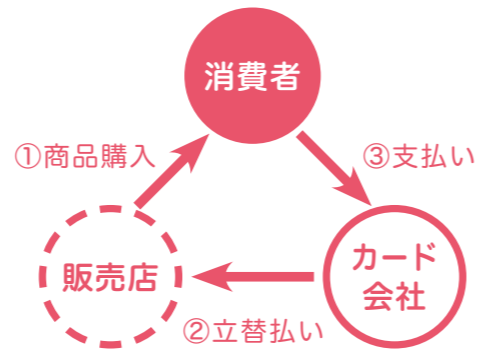
クレジットカードってどんな仕組み？

クレジットとは「信用」という意味。クレジットカードで買い物をするということは、カード会社がカード利用者を「信用して」代金を立て替えておくということです。立て替えてもらった代金は、あとでカード会社に支払う必要があります。

クレジットカードを使う = 借金をする

利用時の注意点

- ① 借金してまで必要な物かよく考える
- ② 利用限度額を決め、使いすぎには注意する
- ③ 他人にカードを預けたり、貸したりしない
- ④ 紛失、盗難の際は直ちにカード会社に連絡する
- ⑤ 借金返済のためにカード（キャッシング）を使用しない



その契約、取り消せるかも??

いったん契約してしまっても、法律で定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ」制度や、不適切な勧誘行為があった場合に契約を取り消すことができる法律があります。すべての契約に適用できるわけではありませんが、「騙された自分が悪い」と泣き寝入りするのは禁物。できるだけ早く消費生活センターに相談しましょう！



高知県立消費生活センター TEL:088-824-0999

相談時間/日～金曜日 9:00～16:45（土曜・祝日・年末年始除く）

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地 男女共同参画センター「ソーレ」2階

FAX:088-822-5619

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

高知県立消費生活センター

検索

相談無料・秘密厳守

消費生活センターでは、買い物・契約のトラブル、製品事故や多重債務等、消費生活全般について無料でご相談をお受けします。センターには守秘義務があるため、相談者の了承を得ずにご家族や事業者などの第三者に、相談内容などを伝えることはありません。安心してご相談ください。

ちょっと待って！
その契約、大丈夫!?

困った時は
すぐ相談！



若年者向け

くまちゃんちゃんと学ぼう！

高知県立消費生活センター

消費者トラブル

契約ってどんなもの？

- 「契約」とは、法的な責任をとる約束事のこと。
- 契約書がなくても、お互いの合意があれば口約束でも契約は成立します。
- 一度結んだ契約は、一方の都合で勝手に解消できません。解約するにはお互いの合意が必要になり、違約金が発生することもあります。

こんなトラブルに気をつけよう！

ワンクリック詐欺

【県内事例】 スマートフォンで携帯小説を読んでいると、指が触れて広告のアダルトサイトに飛んでしまった。無料と書かれていたので興味本位で動画を見ようとしたら、「18歳以上ですか」と聞かれたので「はい」をクリック。すると突然有料会員に登録され、99,800円を請求された。「間違えて登録した方はこちら」という表示が出たので、そこに記載されていた番号に電話をかけたが、「会費を支払わないと退会できない」と言われた。

ココがポイント！ ～業者には連絡せず、しばらく様子を見よう～

- 申込内容を確認する画面や入力した情報を訂正する画面がなければ、契約は成立していないので、料金を支払う必要はありません。
- 慌てて業者に連絡すると、電話番号などの個人情報を与え、しつこく請求されたり、さらなるトラブルに巻き込まれたりするおそれもあるので、連絡してはいけません。



オンラインショッピング

【県内事例】 ブランド名や「格安」などのキーワードで商品を検索していたら、気に入った長財布を見つけた。通常の76%オフで11,760円だったので注文し、業者指定の銀行口座に代金を振り込んだ。指定日になっても商品が届かなかったため、メールで問い合わせたが、返事が返ってこない。

このサイト大丈夫!? チェック ポイント

- 連絡先（住所・電話・責任者）の記載がない
- 架空の住所が記載されている、番地・ビル名などの記載がない
- 会社名や会社概要がない
- 大幅に安い価格で販売されている
- 不自然な日本語が使われている

半年前に頼んだ商品… 今日こそ届かな～…



チェック項目にひとつでも当てはまれば、要注意！ そのサイトとは取引をしない方が安全です。

マルチ商法

【県内事例】 SNS でつながった後輩に「稼ぎませんか」と誘われて、説明会に参加。組織に一人入会させると9,000円入ってくること、組織に入るにはシャンプーなどの商品を購入しなければならないことなどを聞いた。クレジットカードを渡し、必要な手続きはすべて後輩がやった。後日シャンプーなどが届いたが、興味がないので解約したい。

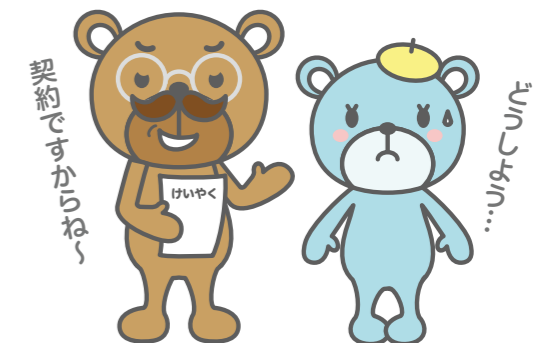


ココがポイント！ ～自分が加害者になるかも!? 不要な勧誘はきっぱり断ろう～

- 「必ずもうかる」などのうまい話はありません。
- 「断りにくい」といった気持ちは捨てて、きっぱり断る。会員になると自分が加害者になり、交友関係に影響が及ぶこともあります。

賃貸住宅のトラブル

【県内事例】 アパートの退去時に、浴室にある鏡のプラスチック製の枠に亀裂が入っているとわれ、家主から取り替えの費用を請求された。この亀裂は入居時の立ち会いの時には気付かなかったが、入居直後に確認していたと主張した。しかし家主は入居時のチェックリストに記入がないのだから借主がぶつけて壊したと主張し、聞き入れてもらえない。



ココがポイント！ ～退去時に慌てないために、契約前の準備が大事！～

- 契約書の内容をよく読み、特約がある場合は特に注意して内容を確認する。
- 入居時に傷や汚れなどの状態を仲介業者や貸主と一緒に確認し、写真に撮っておく。
- 修繕費の請求を受けた時は明細書などで内容を確認し、納得してから支払う。

役立つ豆知識 ～退去時は借りた時の状態に戻さなければいけない!?～

故意で壊した等の損傷の修繕費は、支払う義務が借主にありますが、通常の使用で生じる壁紙や畳などの消耗や劣化に対する修繕費は、賃料に含まれると考えられています。

ただし、契約書に修繕費に関して特約を設けている場合もあるので、契約時に内容をよく確認しましょう。